

投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

甲 氏名 ●● ●● 様
住所 ●●

乙 商号 つばめ投資顧問合同会社
住所 千葉県千葉市中央区弁天1-15-3 リードシー千葉駅前ビル
B1F-9
(TEL) 0438-80-8087

会員区分 一般会員 (12,000円/30日間)
契約年月日 20●●年●月●日
契約期間 20●●年●月●日 ~ 20●●年●月●日 (自動更新あり)

—契約にあたってのご注意—

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証

券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① 顧客は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができるものとする。
- ② 契約の解除日は、顧客がその書面を発した日とする。
- ③ 契約の解除に伴う報酬は、入会金を含め全額返金するものとする。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約期間が終了する日（更新日）までに契約解除手続きを完了させることで、当該契約解除手続き完了時点をもって契約を終了します。入会金の返金はありません。

甲と乙とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

（助言の内容、報酬および契約期間）

第2条 乙は甲に対し、国内外の株式および投資信託の分析又はこれらの価値に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、甲は会員区分に基づいて乙に助言報酬を支払うものとする。【会員区分】一般会員

【契約期間、報酬額（税込）】

入会金 15,000円、30日間 12,000円

推奨銘柄以外の個別銘柄に関する質問 1銘柄につき別途3,000円（税込）

※契約期間後は同条件での自動更新

【助言の方法等】

- ① 原則週1回（毎週土曜）の定期レポートを会員専用サイトにて公開します。
- ② 会員専用サイトにて、投資一般や推奨銘柄に関する質問に回答します。推奨銘柄以外の個別銘柄に関する質問に会員専用サイトにて回答します（別途有料）。
- ③ 前提条件（※）の下、事前に自己取引方針を開示の上で自己の計算で行う予定の個別の有価証券取引内容を会員専用サイトにて公開を行い、当社の行った自己取引内容の有価証券を取引後24時間以内に会員専用サイトにて公開を行うものとし、尚、通常の市場環境の下で6ヶ月以上保有することを予定した有価証券等の取引を行う長期投資を主眼とするものであり、投機的利益は追求するものではありません。

（※）前提条件は次のとおり

・全ての注文に際し、取引内容（指値・成行の別、価格、取引数量）を事前に顧客に開示することで、顧客との利益相反を防ぐ。

- ・注文方法は、原則として指値・寄付成行・引成行のいずれかとする。
- ・ただし、以下に示すような突発的な事象が発生した場合は、成行の売りを行うことがある。この場合も顧客に事前の開示を行う。
- ・天変地異（地震【東日本大震災級】・津波・風水害・火山災害等）が発生した場合。
- ・金融市場における重大な発言・決定（米国による対中関税の引き上げ、マイナス金利の導入等）が行われた場合。
- ・個別銘柄において予期しない開示事項や材料（公募増資、大規模なM&A、不祥事の発覚等）が発生し、推奨の前提条件が崩れる場合。
- ・その他、事前に予期しない事象が発生した場合。

2 ホームページの閲覧・メール・通話に係る費用は甲の負担とする。また、甲は面談に係る助言者の面談場所までの交通費を負担するものとする。

3 支払い方法はクレジットカードとし、決済の完了をもって契約成立とする。

4 本投資顧問契約に基づく契約期間は、すべての会員区分において契約成立日を含む30日間とする。以降は契約期間が終了する日の3日前までに甲による解除の意思表示がない限り自動更新とする。

5 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者 梶井駿介

助言の業務を行う者 梶井駿介

乙への連絡方法

電話番号 0438-80-8087

Eメールアドレス info@tsubame104.com

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(運用の責任等)

第4条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第5条 甲は、乙に対し、甲が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙は、甲が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

(2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき

(3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、甲は、解除による損害について、乙に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第6条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第7条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。